

第9期京都市民長寿すこやかプランの特養整備目標数案に係る意見

令和5年度第3回高齢者福祉推進協議会の会議資料(資料3)に記載されております標記の件につきまして、一般社団法人京都市老人福祉施設協議会として独自に実施した緊急アンケート結果などを踏まえ、以下のとおり意見等を取りまとめましたので報告いたします。

1 特養整備目標数案に対する認識と危惧

第9期において現在の整備目標数案(312人分)が達成されると、期末時点では、特養の利用者数推計6,423人に対して、利用定員数は7,445人となり、利用定員数が利用者数を1,022人上回ることとなり、入所希望者にとってはかなり入所しやすくなると思われます。一方で、2035年の介護需要ピーク時の利用者数推計は7,439人であり、2026年度末の整備数はこれとほぼ同数であり、ピーク時の8年前に需要を満たすことなどから、こうした状況となれば、以下の点が危惧されます。

- (1) 2035年度までは、特養の利用者が定員に満たずたいへん厳しい経営状況となる。
- (2) 当会が実施した経営実態調査によれば、令和4年度決算において、特養の61.4%(補助金を除いた場合)が赤字経営となっており、今後の入所希望者の減少と人材不足のなかで、さらに経営状況が悪化する可能性がある。
- (3) 新たな施設を開設し運営していくには、人材の確保がセットで必要であるが、今のままの取り組みでは、今後ますます難しい状況となり、施設が完成しても利用者を受け入れることができなくなる。
- (4) 多くの補助金を投入して施設を建設しても、担い手不足によって運営を開始できなければ税金の無駄遣いになる。
- (5) 特定の地域での開設が続くことにより、周辺施設の職員もその施設に異動、在宅サービスの利用者が減ることなどにより、周辺施設の経営と運営もたいへん大きな影響を受ける。

2 特養整備目標数案に対する意見

- (1) 特養整備目標数案については、一旦整備を行わないことも含めて再考が必要である。
- (2) 特養については市内全体が一圏域であり、総量規制などはできないとのことであるが、整備を行うのであれば、できる限りそれぞれの地域の要介護高齢者の状況や他の入所施設の状況などを考慮したうえで、その地域の実情に応じた整備を進めるべきである。
- (3) 施設整備を行うにあたっては、具体的かつ有効な人材確保策をセットで検討して実施する必要がある。
- (4) 小規模特養など経営が不安定な施設については支援が必要である。
- (5) 特養への入所申込から入所までの期間の平均が1年を下回っている現状等について、市民への情報提供を行うべきである。

(参考) 第9期京都市民長寿すこやかプランの施設整備目標案に係る緊急アンケート結果

(1) 実施期間 令和5年10月2日～19日

(2) 回答施設 33施設(広域型特養25、地域密着型特養8)

(3) 結果概要

1) 入所者の状況と入所申込から入所までの期間など

- ・入所者の平均入所期間(令和5年9月1日時点) 3.0年
- ・令和4年度の入所者の入所申込から入所までの期間(中央値) 0.6年
- ・令和5年4～8月までの入所者の入所申込から入所までの期間(中央値) 0.6年

2) 人材不足の状況など

- ・令和4年度からこれまでの間の新規入所者の受入れにあたり、一部のユニットを閉鎖、又は受入れ時期を遅らせたことがある施設 7施設(21.2%)
- ・職員が不足している施設 25施設(75.8%)

3) 特養への入所にあたり困っていることや課題など(主なもの)

- ・近隣に特養が密集しており、連絡しても別の施設に入居されていることが多い。
- ・職員の人員不足により、受け入れられない現状に困っている。
- ・入所申請の総数が減ってきており、今年度に入り待機者はゼロに近い数字であり、空床がある状態が3カ月ほど続いている。
- ・様々な施設の形態、数が増えており申請者が減っている。

4) 第9期プランにおける特養整備計画案についての意見、要望など(主なもの)

- ・入所希望者減少と新規職員確保困難ななか、特養新規整備は必要ないと思います。
- ・2035年を見据えた対策であるならば、施設整備というハード面の充実だけでなく、介護サービスを担う介護人材不足の解消というソフト面での対策も並行して講じられるべきである。
- ・待機者実数に見合う施設整備計画をお願いしたい。広域型の施設であっても同一区域に多くの施設ができると在宅サービスの事業を縮小したり、職員の奪い合いになる恐れがある。

令和5年11月9日

一般社団法人京都市老人福祉施設協議会